

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

### ■保険証が新しくなります（橙色→黄色）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、健康推進課医療助成係までお申し出ください。



**新しい保険証は黄色です**

### ■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、 限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の減額認定証及び限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当するかたは、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となるかたは、次の交付要件に該当することをご確認の上、健康推進課医療助成係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

#### ◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰ、または区分Ⅱに該当するかた

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しないかた
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税であるかたのうち、次のいずれかに該当するかた
	○世帯全員の所得が0円のかた ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されているかた

#### ◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当するかた

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、そのかたと同一世帯にいる被保険者のかた
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、そのかたと同一世帯にいる被保険者のかた
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担のかたと、そのかたと同一世帯にいる被保険者のかた



**新しい減額認定証及び限度証は黄緑色です**



### ●問い合わせ

#### ①北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601

#### ②健康推進課医療助成係

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 ☎22-2422